

お子さんのいないご夫婦へ伝えたい

遺言書の

ススメ



原作
経営司法書士事務所
代表司法書士
高橋朋宏
漫画
すがのさち



安心、
確実な
財産の継承

たった一通、遺言書があれば
**全財産を奥さんに
残すことができるのに…!**

司法書士 高橋朋宏が、幼い頃に体験した
鮮烈な出来事をきっかけに、どうしても
伝えたい熱い想いを漫画化！



◆代表司法書士 高橋朋宏プロフィール

北海道札幌平岸高等学校卒業。
その日暮らしの20歳の時、「一人の役に立つ仕事がしたい」と一念発起。
学歴がない中、合格率3%の司法書士試験に挑戦。
度重なる不合格で挫折するも、周りに支えられて4年で合格。

平成26年、経堂で30年続く司法書士事務所を承継し、代表に就任。
現在、子供のいない夫婦の遺言書作成に力を入れている。
理念『人と人を繋いで、世の中に笑顔を増やしていく』

遺言書のススメ

お子さんのいないご夫婦へ伝えたい



経堂司法書士事務所
代表司法書士 高橋 朋宏



◆代表挨拶

『人と人を繋いで、世の中に笑顔を増やしていく』
これが、当事務所の理念です。

相続についても同じで、亡くなった方から次の世代へ、財産や想いを繋ぐお手伝いをしています。

しかし、中には残されたご家族が「笑顔になれない」ケースもあります。その典型が、「子供のいない夫婦」が「遺言書を作っていない」場合です。

このパンフレットでは、

● なぜ、子供のいない夫婦に遺言書が必要なのか？

● なぜ、当事務所ではその業務に力を入れているのか？

について、漫画で分かりやすく解説しています。

あなたの最も大切な人は、誰でしょう。

その人が安心して暮らせる未来を実現したいと思いませんか？

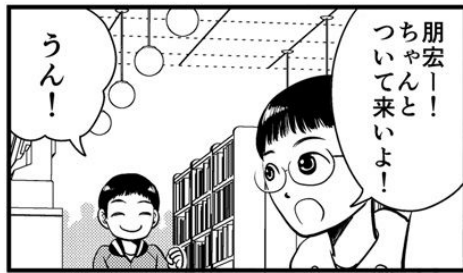
当事務所との出会いが、その第一歩になれば幸いです。

経堂司法書士事務所 代表司法書士 高橋 朋宏



家族4人で
スーパーに買い物へ
出かけた時の事でした

その昔
私がまだ
3歳くらいの頃



朋宏ー！
ちやんと
ついて来いよ！
うん！



お兄ちゃん
まってよー！
高橋 朋宏(3歳)



あっ！
おもしろそーな本！



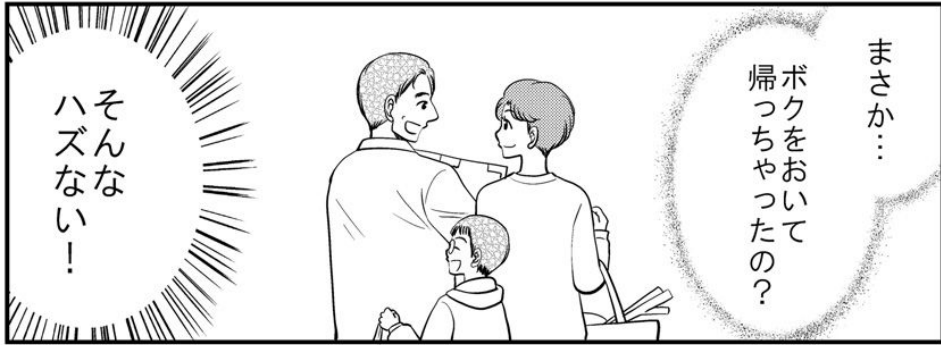
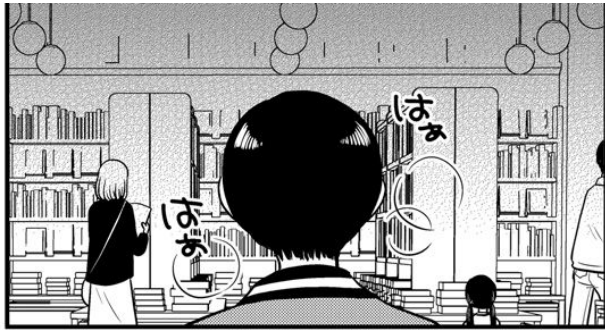
お父さん
お母さんは？

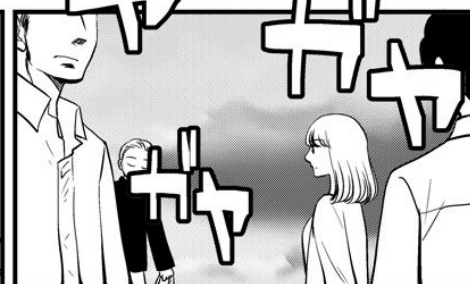


あれっ？



やあー
きお きお









ありがとうございます
すぐ行きます

経堂司法書士事務所
代表司法書士 高橋朋宏

高橋先生
山田様がお見えです

そして時は流れ――



こちらこそ
よろしくお願
致します

高橋先生
今日はよろしく
お願い致します

司法書士となった私は
これまでに何百人もの
相続手続きを
サポートしてきました



そんな中で
とても印象に残った
方がいました



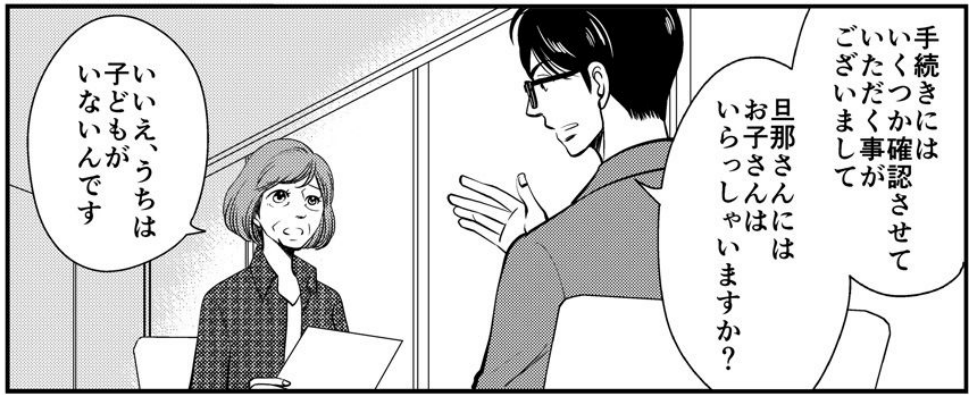
：長年連れ添った主人が
急に亡くなってしまうと
あまりにも急なことで
相続の事とか
詳しくわからなくて

そうでしたか…
それは
お悔やみ申し上げます



自宅を相続して
主人との思い出が
詰まった場所が
平穩に暮らせればと
思っているんですが…

そうですね



手続きには
いくつか確認させて
いただく事が
ございます

旦那さんには
お子さんは
いらっしやいますか？

いいえ、うちは
子どもが
いないんです



旦那さんは
遺言書を残されて
いましたか？

いいえ、作って
いませんでした



お話を詳しく
伺ってみると

旦那さんの両親は
すでに亡くなつていて
兄弟がいました

主人の兄弟
ですか？

もうずっと会って
いないんです

この場合
奥さんだけでなく
旦那さんの兄弟も
相続人になることを
伝えました



…その場合
山田さんは

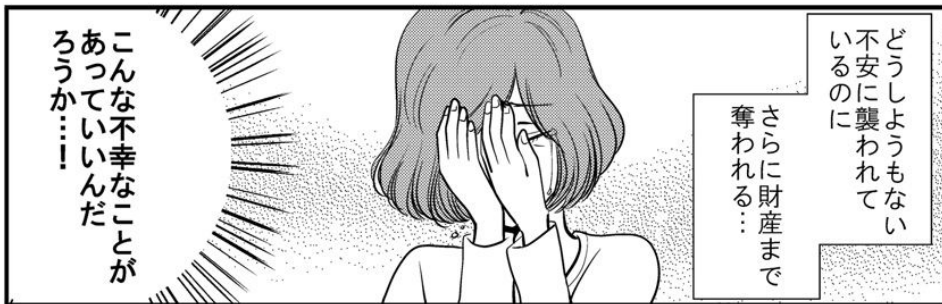
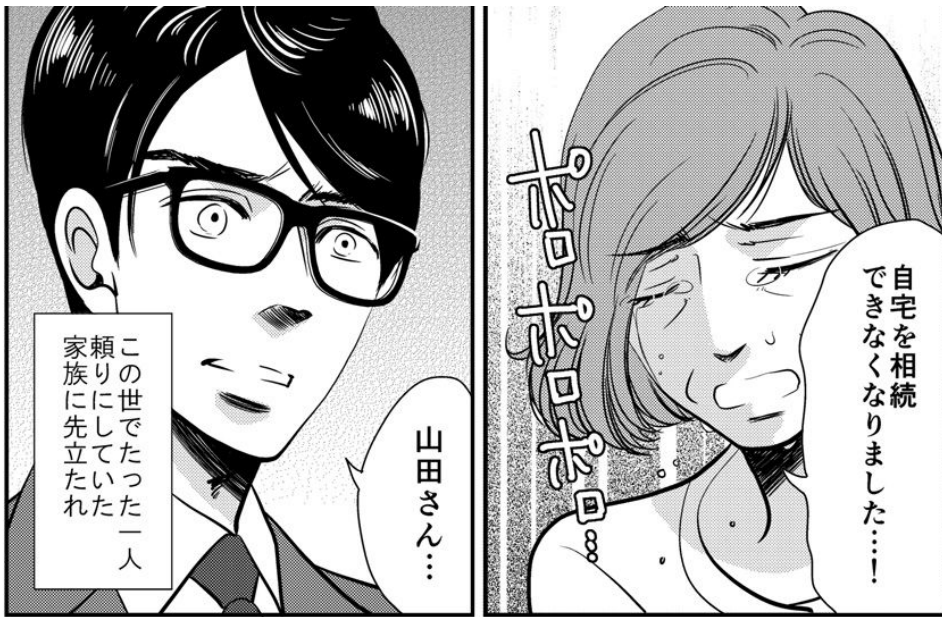
旦那さんのご兄弟から
同意をもらわないと
ご自宅を相続する事が
できません



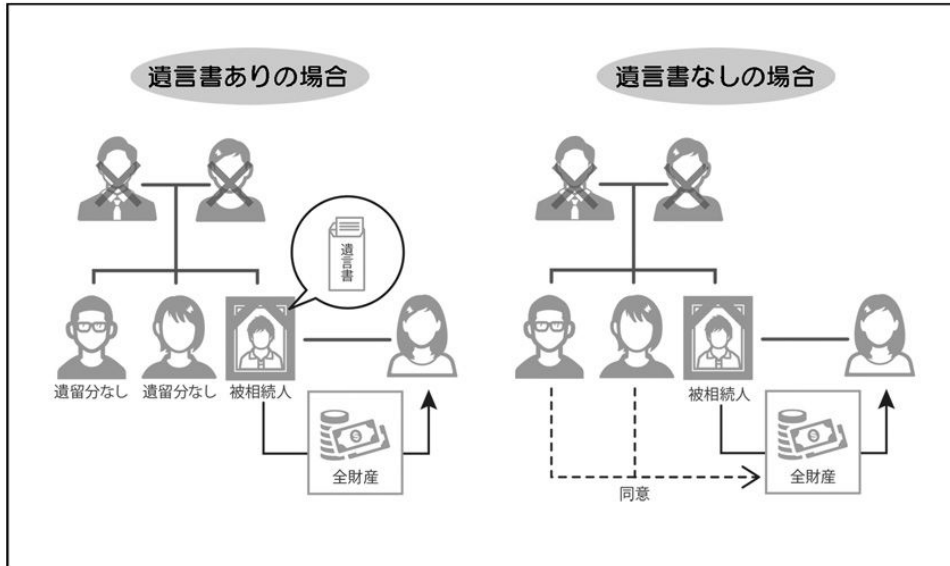
そうなんですか…

わかりました
連絡を取ってみます









コラム

「たった一通遺言書があれば、全財産を奥さんに残すことができるのに……!」

- 子供と孫はいない
- 両親と祖父母は亡くなっている
- 兄弟姉妹がいる

そんな夫婦の一方が亡くなった場合、相続人は

- ① 配偶者(相続分4分の3)
- ② 兄弟姉妹(相続分4分の1)

となります。

【遺言書なしの場合】

配偶者が全財産を相続するには遺産分割協議が必要です。

兄弟姉妹の同意がないと、協議は成立しません。

【遺言書ありの場合】

相続人には、原則として遺留分(最低限の相続分)があります。

遺留分を侵害する遺言書も有効ですが、相続人は侵害された遺留分を主張できます。しかし、兄弟姉妹には遺留分がありません。

そのため、「全財産を配偶者に相続させる」という遺言書があれば、兄弟姉妹は相続分を主張できません。

良くあるご質問



Q.相談料はかかりますか？

A.遺言に関するご相談は初回無料になります。



Q.予約は必要ですか？

A.必要です。ご予約なしでお越しただいても、対応できない場合があります。



Q.土日祝の相談には対応していますか？

A.原則、平日の日中をお願いしています。どうしても難しい場合は、平日の夜や土日祝でのご相談にも応じています。



Q.出張相談にも対応していますか？

A.対応しています。その場合、日当と交通費が発生します。



Q.相談は司法書士が対応していますか？

A.遺言書作成専門の司法書士が相談に応じます。



お子さんのいないご夫婦へ伝えたい
遺言書のススメ

2019年10月25日 第1刷
発行者:高橋 朋宏 発行:経堂司法書士事務所
制作:MANGAブランディング



〒156-0051
東京都世田谷区宮坂3-9-4アルカディア経堂1階

経堂司法書士

🔍 検索



お電話でのお問い合わせ
☎ 03-3420-1879
 【受付時間】 平日9:00~17:30

初回相談無料です。お気軽にお問い合わせください。